

## パブリックコメントの回答について

恵那市税条例の一部改正（案）のパブリックコメント募集については、令和元年9月10日から10月9日まで募集し、1名から意見が提出されました。いただいた意見と市の考え方は以下のとおりです。

いただいた意見の要旨	市の考え方
「社会参加を促進するため」とあるのに減免対象に障がい者の等級が定められているのはなぜか。精神障がい者の減免対象が1級のみで、2、3級は減免対象外なのはなぜか。	<p>精神障がい者の各障がい者の等級の基本的なとらえ方については、平成7年9月12日付け、健医発第1133号の厚生省保健医療局長通知により、精神障害者保健福祉手帳の障がい等級1級は、他人の援助を受けなければ、ほとんど自分の用を弁ずることができない程度であり、2級は、必ずしも他人の助けを借りる必要がない程度であると通知されています。</p> <p>このことから、精神障がい者の方の減免については、他人の援助が必要である1級の方の社会参加を促すこととして、1級に限定しております。</p>